

件 名

県議会令和5年12月定例会概要について

提出理由

県議会令和5年12月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。

概 要

1 会期

12月 4日

開会

12月 8日～12月14日

一般質問

12月18日

文教委員会

12月22日

委員長報告、委員長報告に対する質疑、
討論、採決、閉会

2 本会議の質問

質問者数 15人中 11人 (73.3%)

質問本数 239本中 42本 (17.6%)

3 文教委員会

付託議案

第121号議案 令和5年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)

可決

第138号議案 指定管理者の指定について(さいたま文学館)

可決

第146号議案 学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校
職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

可決

請願

議請第9号 2023年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願

不採択

議請第11号 特別支援学校を新設する際の国庫補助の大幅な増額等について

不採択

所管事務調査

県立特別支援学校の整備の進捗状況について

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
12 月 8 日	吉良 英敏 (自民)	5 教育問題について <u>(1) 教員の負担軽減とケアについて</u>	県立学校人事課 小中学校人事課 福利課
		(2) 不登校対策について <u>ア 不登校に対する考え方について</u>	生徒指導課
		<u>イ 現状と対策について</u>	生徒指導課
		6 ケアラー支援について <u>(3) ヤングケアラー支援について</u>	人権教育課
	木村 勇夫 (民主フォーラム)	<u>3 県立高校のエアコン代への支援について</u>	財務課
		<u>5 学校内での傷害事件後の対応について</u>	小中学校人事課 教職員課 保健体育課
		<u>6 県立高校の入試改善について</u>	高校教育指導課
		<u>9 デジタル教材を使った子どもの交通安全教育について</u>	保健体育課
		<u>10 特別支援学校の環境改善とさいたま市との連携・協力について</u>	特別支援教育課
	深谷 顕史 (公明)	教育なし	-

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
12 月 11 日	東山 徹 (自民)	3 中学校部活動の地域移行について <u>(1) 埼玉県地域クラブ活動推進協議会での協議内容を踏まえた課題と支援策について</u>	保健体育課
		<u>(2) 目標とする姿について</u>	保健体育課
		<u>(3) 費用負担について</u>	保健体育課
	平松 大佑 (県民)	1 教育D Xについて (1) I C T環境整備後の活用について <u>ア 現在のネットワーク環境について課題認識はあるのか</u>	I C T教育推進課
		<u>イ 改善はどのように行っていくのか</u>	I C T教育推進課
		<u>ウ 教育データの効果的な利活用を</u>	高校教育指導課
		(2) 生成A Iへの対応と活用について <u>ア 生成A Iに対する認識について</u>	高校教育指導課
		<u>イ リベラルアーツとリテラシー向上の推進を</u>	義務教育指導課
		(3) 学校教育情報化推進計画について <u>ア 検討状況について</u>	I C T教育推進課
		<u>イ 独自で策定できない自治体への指針となる計画を</u>	I C T教育推進課
2 スタートアップ・ベンチャー育成について <u>(1)アントレプレナーシップ教育を更に前へと進めるべき</u>	高校教育指導課		

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
12 月 11 日	山崎 すなお (共産)	1 子育て支援を基本として、少子化の克服に全力を	知事 財務課
			I C T教育推進課 財務課
		4 世界に広がるアグロエコロジーの波、有機農業促進のために	保健体育課
		5 地元問題 (1) 知的障害特別支援学校の過密解消と川口市に肢体不自由特別支援学校の設置を	知事 特別支援教育課
		(2) 川口特別支援学校の増築時の下校安全確保対策について	特別支援教育課
12 月 12 日	栄 寛美 (自民)	教育なし	-
	小川 寿士 (民主フォーラム)	5 県立高校におけるP T A、後援会等の任意団体による運営費負担について (1) 保護者負担額の実情について	財務課
		(2) P T A等に参加していない保護者の生徒への対応について	県立学校人事課
		(3) 県立高校が運営費の一部負担を保護者に求める際の指針の策定について	財務課 県立学校人事課
林 薫 (自民)	教育なし	-	

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
12 月 13 日	渋谷 真実子 （自民）	1 多文化共生社会の実現に向けて <u>(3) 在留外国人児童生徒に関するいじめ問題について</u>	生徒指導課 高校教育指導課 義務教育指導課
		4 教育現場における子供の健全な育成に向けた取組について <u>(1) 起立性調節障害等への理解促進と児童生徒への対応について</u>	保健体育課
		<u>(2) 親による教育と学校教育について</u>	生涯学習推進課
	小早川 一博 （公明）	<u>2 一側性難聴児（片耳難聴児）への補聴器購入助成について</u>	義務教育指導課
		3 医療的ケア児への支援について <u>(1) 県立特別支援学校における支援について</u>	知事 特別支援教育課
		<u>(2) 県立特別支援学校の運営状況等について</u>	特別支援教育課
		<u>5 起業家精神を育むアントレプレナーシップ教育について</u>	高校教育指導課
	高木 功介 （自民）	教育なし	-

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
12 月 14 日	渡辺 大 (自民)	11 境界知能へのサポート	義務教育指導課
		12 教員採用選考試験における臨時的任用教員経験の適切な評価	教職員採用課
		13 県立高校のエアコン老朽化問題	財務課
	杉田 茂実 (自民)	5 教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の防止について	総務課 小中学校人事課 教職員採用課
	武内 政文 (自民)	5 国際バカロレア認定校はいつ実現するのか (1) なぜ進まないのか	高校教育指導課
		(2) 決断の時期にきている	高校教育指導課

一般質問（ヤングケアラー支援について）

質問

Q 1 埼玉県ヤングケアラー月間の協力事業として、令和5年11月26日に「ユース・ケア・サミット」を開催し、ヤングケアラー支援を自発的な取組に進化させていくことの重要性を改めて感じた。また、子供たち同士や社会全体の様々な枠組み、つながりの中で、お互いに支援するという視点を持って取り組むことが大切だと痛感した。

学校現場では、教職員や児童生徒、保護者がヤングケアラーに対する理解を深め、学校における相談支援を充実させるための出張授業「ヤングケアラーサポートクラス」を県内の小・中・高校等で実施したり、県内全ての小・中・高校に啓発のパンフレットや冊子を配布する等の取組を行っており、ヤングケアラー支援も進んでいると感じているが、今後のヤングケアラー支援の社会全体の取組に対する考え方も含めた方針について伺う。

答弁

A 1 ヤングケアラー支援に当たり、子供たち同士や社会全体の中でお互いに支援するという視点を持って取り組むことが大切と考える。そのため、学校では「ヤングケアラーサポートクラス」の取組を実施し、また、児童生徒が日常の授業でヤングケアラーについて学べる「ヤングケアラー授業デザインキット」の活用を推進している。また、教育活動を通じて、社会で起きている出来事を自分たちの生活の関わりの中で捉え、何が課題で自分に何ができるか、どのように行動すべきかを主体的に考えるよう指導している。

県では子供たちが自発的、主体的に行動し、将来、社会全体でお互いに支援できる一員となるよう、今後もヤングケアラーの理解促進に向け、積極的に取り組んでいく。

一般質問（国際バカロレア認定校はいつ実現するのか）

質問

- Q 1 本県が国際バカロレア認定校をつくることによって、本県の若者の人材育成のみならず、生徒にとって教育の選択肢が増えることになり、本県の教育の魅力アップにもつながると考える。平成28年度から検討を始めているが、いつになったら認定校申請の段階に入るのか、決断しかねている最も大きな課題は何か伺う。
- Q 2 グローバル人材育成を重点施策とするのであれば、国際バカロレア認定校の設置を決めるべきと考える。グローバル人材の育成に本気で取り組むつもりがあるのか伺う。

答弁

- A 1 国際バカロレア認定校の設置には、教育課程を実施するための教室等の増改築費用や教育課程に応じた相当数の教員の加配など、様々な課題がある。また、他県において、学習に必要な洋書等の教材購入費や資格取得試験の受検料など、在学中に数十万円の保護者負担が生じること等を理由に在籍生徒数が募集定員を満たさなかった状況がある。こういった状況を踏まえると、本県に認定校を設置した場合の安定的かつ継続的な志願者の確保が、現時点での一番の課題と考えている。
- A 2 国際バカロレア認定校の設置について、現段階では明確な回答はできないが、これまでの国際バカロレアの研究事業の中で研修等に参加した教員が国際バカロレアの手法を生かした研究授業を実施し、他の教員へ指導方法を普及させることなどを通じてグローバル人材の育成に努めている。このような取組を通じ、今後の授業改善や教員の資質向上を図ることで、グローバル人材の育成に本気で取り組んでいく。

第121号議案（一般会計補正予算（第3号））に係る質疑応答の概要

質疑

- Q1 債務負担行為を設定する県立学校大規模改修と快適ハイスクール施設整備の具体的な工事内容はどのようなものか伺う。
- Q2 債務負担行為の設定効果はどのようなものがあるのか伺う。

答弁

- A1 県立学校大規模改修は、施設の建築後、おおむね30年ごとを目安に屋上防水、外壁、内装及び設備等の改修を実施し、建物の長寿命化や維持修繕費の圧縮を図るための工事であり、16校を予定している。
快適ハイスクール施設整備は、大規模改修までの中間改修として、施設の建築後、おおむね15年ごとを目安に屋上防水、外壁、設備等を部分的に改修する工事であり、8校を予定している。
- A2 債務負担行為を設定することで、県及び受注者のそれぞれに期待される効果がある。
県のメリットは、債務負担行為を設定した年度内に工事契約の締結が可能となり、工事の早期着手により、工事の早期完了が期待される。また、工事の早期着手により、施工時期が平準化され、受注者の応募意欲を改善し、入札の不調・不落が抑制される。さらに、十分な資材調達期間の確保が可能となるため、納期の遅れに伴う工事の遅延が生じにくくなり、教育活動へ影響が及ぶリスクを低減することができる。
受注者のメリットは、閑散期の工事が可能となり、年間を通じた安定的な工事の実施による経営の安定化が期待できる。
なお、デメリットは、県及び受注者ともに特にない。

第138号議案（指定管理者の指定について（さいたま文学館）に係る質疑応答の概要

質疑

Q 1 指定管理者の選定において、他部局では地域要件が重視されており、県内本店所在を応募要件にしたり、審査において、県内本店所在の団体には加点している場合がある。

教育局で公募を行った指定管理施設は、さいたま文学館を含め、川の博物館、長瀬げんきプラザ、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ、名栗げんきプラザの六つの施設があるが、これまでの全ての選定において、県内本店所在の団体に加点はされているのか伺う。

Q 2 今回のように2団体競合の選定において、能力的にほとんど差がなく、審査結果の点数が僅差だった場合は、県内団体を優先するのが県行政としてあるべき姿だと思っている。

今後の指定管理者の選定において、県内本店所在を応募要件にすることや加点することについて、検討しないのか伺う。

答弁

A 1 さいたま文学館を含めた六つの施設において、県内本店所在の団体に対して加点などの措置はしていない。

A 2 今後の指定管理者の選定に向けては、県内団体への配慮についても、しっかりと検討していく。

第146号議案（学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）に係る質疑応答の概要

質疑

- Q1 「学校職員の給与に関する条例の一部改正」について、期末・勤勉手当の支給割合を令和6年4月1日に再度改定するのはなぜか伺う。
- Q2 「会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正」について、勤勉手当の新設とはどういったものか伺う。
- Q3 「会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正」について、対象職員数と影響額はどれくらいか伺う。

答弁

- A1 これまで、期末・勤勉手当は6月期と12月期における支給割合が同一であったが、今回の令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、支給割合に差が生じた。令和6年度以降は、改めて6月期と12月期の支給割合を均等に割り振るため、令和6年4月1日に再度改定するものである。
なお、国も同様の取扱いとなっている。
- A2 令和5年5月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において、国での非常勤職員の取扱いとの均衡や適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給できるようになった。
本県でも地方自治法の改正の趣旨や国の取扱い等を踏まえ、令和6年度から会計年度任用学校職員に対して勤勉手当を支給できるようにしたものである。
- A3 「会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正」に伴う対象職員数は約2,700人である。また、報酬の改定及び期末手当引上げに伴う影響額は約1,700万円、令和6年4月1日以降に新たに支給する勤勉手当の影響額は約3億円の増額となる。

請願（2023年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願）に係る討論

趣旨採択とすべき立場からの委員の意見

- 請願内容にある「教育予算の増額」は必要であり、特に「教職員の未配置・未補充の解消」「教職員の増員」「特別支援学校の過密解消」は早期に解決すべき課題と考える。しかし、「小・中・高校での35人以下学級の早期の実現」「小学校・中学校・特別支援学校・定時制高校の学校給食費の無償化及び市町村に対する補助」「ICT機器の公費での整備」など、全ての項目を実現するには財政上の観点から現実的とは言えず、全ての項目を一括して賛同することはできない。

賛成少数のため、趣旨採択での採決を求める動議は否決

不採択とすべき立場からの委員の意見

- それぞれの項目について、必要な取組の推進や国への働き掛けなど、適切な対応が既に行われていることが認められる。また、「給食費の無償化」については、地域や学校の実情に応じた取扱いがある中で、一律に無償化することは、財源の確保や公平性、柔軟性の観点から慎重な判断が必要である。

採択とすべき立場からの委員の意見

- 児童生徒の不登校やいじめが過去最多である現状を踏まえ、教職員が一人一人の子供に寄り添い、学習支援や生活指導ができる少人数学級が求められる。また、物価高騰が続く中、教育費の保護者負担軽減は、子育て世代の切実な願いであり、特別支援学校の教室不足、過密解消も喫緊の課題である。いずれも早期に解決することが求められる。

賛成少数のため、本請願は不採択

請願（特別支援学校を新設する際の国庫補助の大幅な増額等について）に係る討論

不採択とすべき立場からの委員の意見

- 特別支援学校における必要な教育環境の整備を計画的に推進するため、令和元年度以降、国に対して一層の財政的支援制度の充実について働き掛けを行っており、順次対応が実施されていることが認められる。

採択とすべき立場からの委員の意見

- 特別支援学校の教室不足は深刻である。埼玉県特別支援教育推進計画等が策定され、対策が進められているが、在籍する児童生徒の増加に追いついておらず、一日も早く解決することが求められている。
- 請願内容である国庫補助の増額については、県としても要望しており必要と考える。

賛成少数のため、本請願は不採択

所管事務調査（県立特別支援学校の整備の進捗状況について）に係る質疑応答の概要

質疑

- Q 1 現在、県立知的障害特別支援学校の児童生徒数が増加しており、令和3年の在籍人数は6,364人であったが、令和10年には7,105人になる見込みと聞いている。
このような状況の中、県では埼玉県特別支援教育推進計画を策定し、計画に基づき、県立知的障害特別支援学校の過密対策を進めているが、現在の整備状況の進捗を伺う。
- Q 2 埼玉県特別支援教育推進計画は令和6年度までとなっているが、順次整備に取り掛かり、令和7年度以降も引き続き計画を策定し、知的障害特別支援学校の過密対策を着実に進めていく必要があると考えているが、見解を伺う。

答弁

- A 1 県では、令和4年3月に埼玉県特別支援教育推進計画を策定し、県有施設等の活用による新設校の設置1校、高校内分校の設置9校、校舎の増築4校の整備を計画的に進めることとしている。
具体的には、令和4年度に上尾特別支援学校上尾南分校など3校の高校内分校を開校し、大宮北特別支援学校で増築した校舎の供用を開始した。また、令和5年度には、岩槻はるかぜ特別支援学校を新設したほか、川口特別支援学校鳩ヶ谷分校など高校内分校3校を開校し、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校の校舎を増築した。さらに、令和5年度は、令和6年4月に開校予定の高校内分校3校の整備と、令和8年度及び令和10年度に供用予定の川口特別支援学校の校舎2棟の増築に必要な解体工事と実施設計を進めており、計画どおり1,022人程度の過密解消が図られる予定である。
- A 2 現在も児童生徒数の増加が続いているため、今後の児童生徒数の推移等を踏まえ、令和7年度以降も計画の策定など、県立知的障害特別支援学校の過密対策について、しっかりと検討していく。